

岩手県告示第338号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち国体・障がい者スポーツ大会局に係るもの（平成25年岩手県告示第245号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
総務課	第71回国民体育大会冬季大会会場地市町村 運営交付金	総務課	第71回国民体育大会会場地市町村運営交付 金
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			